

安全統括管理者・運航管理者資格者証の交付申請手続きについて

神戸運輸監理部海上安全環境部運航労務監理官

令和8年度（既存事業者の場合は令和9年度）より、船舶を使用して人を運送する事業を行っている者については、安全統括管理者・運航管理者資格者証制度が適用され、安全統括管理者及び運航管理者は資格者証の受有が必要になります。

資格者証の交付に必要な手続きは、以下のとおりです。

◎資格者証は「発行日から2年間」有効です。

◎交付申請は「申請者の住所地を管轄する運輸局」に行う必要があります。

1. 必要書類（※ 試験合格後、12営業日が経過した日から申請可能です）

①安全統括管理者資格者証交付申請書（第2号様式）

または運航管理者資格者証交付申請書（第7号様式）

※ 申請書の余白に資格者証の受取方法を記載ください

②交付手数料 収入印紙1,700円

③安全統括管理者（運航管理者）試験合格証明書（本通）

またはスコアレポート（HPからダウンロード可）

④住民票の写し（申請日から1年以内に発行されたもの）または、個人番号カードの表面の写し（個人番号の記載のないものに限る）、その他氏名、生年月日を確認できる証明書類（運転免許証、小型船舶操縦免許証等）の写し

※ 個人番号の記載された書類は受理できません。ただし、個人番号部分が判読及び復元できないようマスキング（個人番号の記載箇所を両面から黒く塗りつぶすこと）されている場合は可。

※ 資格者証に旧姓の併記を希望する場合は、戸籍謄本又は旧姓が記載された住民票の写し等旧姓を確認できる証明書類。

⑤実務経験証明書

⑥同意書

⑦宣誓書

⑧実務の経験を有していることを証明する書類

（例）船員等（船舶運航事業・内航海運業）の経験の場合：船員手帳の写し等

※ 現に安全統括管理者・運航管理者として選任届を届出済の者を、引き続き選任する場合は添付不要

（郵送での受領を希望する場合）

⑨追跡機能のある返信用封筒（角型2号封筒に簡易書留料金分を含む切手を貼り付けること）又はレターパック

2. 提出方法

以下のいずれかの方法で提出ください。

①郵送申請

(郵送先)

〒650-0042

兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第二地方合同庁舎

神戸運輸監理部海上安全環境部運航労務監理官 あて

※ 簡易書留や配達記録の確認ができる方法で郵送ください

②直接持参 (即日交付不可)

(提出先)

・ 神戸運輸監理部 海上安全環境部 運航労務監理官

兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第二地方合同庁舎5F

・ 神戸運輸監理部 姫路海事事務所 運航労務監理官

兵庫県姫路市飾磨区須加294-1 姫路港湾合同庁舎4F

3. 注意事項

- ・ 資格者証の交付には**2週間程度**要することもあります。

また、郵送申請または郵送受領の場合は、郵便事情も考慮し期間に余裕をもって手続きをお願いします。

- ・ 業務経験の確認について、勤務していた会社等の第三者に対して、当部から電話等で確認を行う場合がございます。あらかじめご了承ください。

(お問い合わせ先)

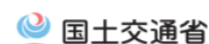
神戸運輸監理部海上安全環境部運航労務監理官

TEL : (078) 321-7058

Mail : kbm-unrokan@gxb.mlit.go.jp

(参考) 安全統括管理者・運航管理者資格者証の取得要件

安全統括管理者・運航管理者資格者証の取得要件



令和8年度以降（既存事業者は1年間の経過措置あり）の経験要件				
安全統括管理者			運航管理者	
船舶運航事業又は内航海運業	運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務	1年以上	船長としての業務	1年以上 (貨物船は2年)
	船長又は乗組員としての業務		甲板部の職員としての業務	1年以上 (貨物船は2年)
	ISMコードの管理責任者又は安全管理組織の要員としての業務		機関部又は無線部の職員としての業務	2年以上 (貨物船は3年)
	(令和8年度以前の) 安全統括管理者としての業務		運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務(令和8年度以前の経験を含む。)	1年以上
船舶運航事業及び内航海運業以外 (遊漁船業等)	船長としての業務 (自家用船は不可。) (小型船舶安全統括管理者資格者証に限る。)	3年以上	船長としての業務 (自家用船は不可。) (小型船舶運航管理者資格者証に限る。)	3年以上
	「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」(令和5年6月国土交通省大臣官房運輸安全監理官)5(4)1に規定する「安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する」に相当する業務	1年以上	-	-

※総合安全統括管理者資格者証及び大型船舶安全統括管理者資格者証については、大型船舶の経験でなければならない。

※経験年数の通算が可能。(例：船舶運航事業の船長と運航管理補助者の経験それぞれ半年ずつで、安全統括管理者資格者証を申請可能)

(参考) 試験合格から選任届出までの流れ

① 安全統括管理者又は運航管理者試験を受験し合格



合格の翌日から起算して 12 営業日を経過

② 神戸運輸監理部海上安全環境部運航労務監理官に必要書類
(資格者証交付申請書等)を提出



資格者証受領後

③ 安全統括管理者または運航管理者選任届を神戸運輸監理部
海上安全環境部運航労務監理官に提出

※ 既存事業者は令和9年3月31日までに対応